

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 25 年 11 月 8 日改定
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 3 月 7 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 29 年 1 月 27 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定

福 島 県
 郡 山 市
 富 岡 町
 大 熊 町
 双 葉 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《郡山市-富岡町、大熊町、双葉町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 25 年 9 月 5 日時点）＞

- ・郡山市において、富田町の旧福島県農業試験場跡地など市内 6 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 9,200 人が生活。
- ・主な避難元市町村の内訳は、富岡町が約 3,100 人、浪江町が約 1,600 人、川内村が約 1,400 人、大熊町が約 950 人、双葉町が約 740 人、南相馬市が約 690 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
富岡町	南(南一丁目)	166
	緑ヶ丘東(緑ヶ丘東七丁目)	169
	富田町(富田町若宮前)	287
川内村	南(南一丁目)	150
	富田町(富田町若宮前)	155
	富田町(富田町稲川原)	96
双葉町	富田町(富田町若宮前)	65
	喜久田町早稲原(喜久田町早稲原)	63
	日和田町高倉(日和田町高倉)	122
計		1,273

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)の状況】

市町村	入居戸数
田村市	100
南相馬市	305
いわき市	10
川俣町	7
飯舘村	28
大熊町	462
富岡町	1,002
浪江町	709
楡葉町	70
広野町	12
葛尾村	113
川内村	283
双葉町	260
計	3,361

＜公共施設等の受入れ＞

- ・郡山市内には、富岡町と双葉町及び大熊町が避難に伴い役場機能を設置しており、富岡町が大槻町西ノ宮に郡山事務所を、双葉町が朝日一丁目に郡山支所を（主な機能はいわき事務所）、大熊町が希望ヶ丘に中通り連絡事務所（主な機能は会津若松出張所）を設置。なお、富岡町の主な役場機能は平成 29 年 3 月 27 日から富岡町で再開（郡山支所は継続）。
- ・また、富岡町は、郡山市内に仮施設として町立養護老人ホームを建設し、震災前の同施設入所者を中心とした入所に対応するとともに、郡山市内から三春町の仮設の町営の幼稚園、小中学校にスクールバスを運行。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

（１）復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・郡山市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき 570 戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。
- ・避難者等に復興公営住宅への理解や入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市（平成 28 年 1 月閉鎖）及びいわき市（平成 28 年 12 月閉鎖）に設置。

【復興公営住宅の整備状況】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数			
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町
郡山市日和田町 (日和田団地)	県	20 戸	集合住宅	H26.11.15	20			
郡山市富久山町 (八山田団地(1 号棟))	県	20 戸	集合住宅	H26.11.15			20	
郡山市喜久田町 (東原団地(1 号棟))	県	50 戸	集合住宅	H27.1.1		50		
郡山市富田町 (富田団地(1 号棟))	県	40 戸	集合住宅	H27.2.1	40			
郡山市安積町柴宮 (柴宮団地(57 号棟))	県	30 戸	集合住宅	H27.3.1	30			
郡山市喜久田町2 (東原団地(3 号棟))	県	15 戸	集合住宅	H28.2.1			15	
郡山市富田町2 (富田団地(2 号棟))	県	40 戸	集合住宅	H27.10.1	40			
郡山市富田町3 (富田団地(4 号棟))	県	34 戸	集合住宅	H27.8.1	34			
郡山市富久山町2 (八山田団地(2 号棟))	県	40 戸	集合住宅	H27.9.1				20
郡山市喜久田町3 (東原団地(2 号棟))	県	20 戸	集合住宅	H27.12.1		20		

郡山市富田町4 (富田団地(3号棟))	県	40戸	集合住宅	H27.10.1	40			
郡山市安積町荒井 (柴宮団地(58・59号棟))	県	16戸	集合住宅	H28.2.1				16
郡山市安積町笹川 (安積団地(18号棟))	県	35戸	集合住宅	H28.2.1	35			
郡山市鶴見担 (鶴見担団地)	県	30戸	集合住宅	H28.3.1	15		15	
郡山市富久山町3 (八山田団地(3号棟))	県	40戸	集合住宅	H28.3.1		20		20
郡山市田村町 (守山駅西団地)	県	68戸	木造低層	H29.1.1	68			
		12戸	木造低層	H29.3.1	12			
郡山市安積町笹川2 (安積団地(17号棟))	県	20戸	集合住宅	H28.3.1	20			
合計		570戸						

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記が基本。
- ・すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(65歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を5割増しに設定。

（２）役場機能

- ・避難元の各町において、郡山市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持。

〔富岡町〕 郡山支所（所在地：郡山市大槻町西ノ宮 48-5）

※平成29年4月1日事務所から支所に名称変更

〔大熊町〕 中通り連絡事務所（所在地：郡山市希望ヶ丘 11-10）

〔双葉町〕 郡山支所（所在地：郡山市朝日一丁目 20-2）

（３）関連基盤

＜教育機関＞

- ・富岡町に関しては、三春町において、富岡町営の幼稚園、小中学校の運営、スクールバスの運行。また、郡山市立の小中学校への区域外就学にも引き続き対応。
- ・大熊町、双葉町に関しては、郡山市内の避難者については、引き続き郡山市立の小中学校への区域外就学に対応。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・郡山市内の医療機関に勤務する医師等の医療従事者数は、東日本大震災・原発事故の影響で震災前と比較してマイナスの状況が続いていたが、現在は震災前の状況に回復しつつあるものの、医師の高齢化、診療科の偏在などの課題も多いことから、引き続き、人材不足による支障が発生しないよう医療現場の状況を把握。
- ・郡山市内の介護サービスの供給体制については、避難者の介護サービス利用に支障は

見受けられない状況であるが、引き続き、介護の現場の状況を把握。

- ・双葉町においては、町指定地域密着型介護施設として、認知症対応型共同生活介護「グループホームふたば」を設置。

＜道路整備＞

- ・田村町（守山）地区の復興公営住宅整備に伴い、県道須賀川三春線の交差点改良等を実施。

（４）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜募集方法について＞

- ・復興公営住宅において、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
日和田町(日和田団地)	H26.10～
富久山町(八山田団地(1号棟))	H26.10～
富田町(富田団地(1号棟))	H26.10～
喜久田町(東原団地(1号棟))	H27.1～
安積町柴宮(柴宮団地(57号棟))	H27.1～
富田町4(富田団地(4号棟))	H27.7～
富久山町2(八山田団地(2号棟))	H27.8～
富田町3(富田団地(3号棟))	H27.9～
富田町2(富田団地(2号棟))	H27.9～
喜久田町3(東原団地(3号棟))	H27.11～
安積町荒井(柴宮団地(58・59号棟))	H28.2～
鶴見担(鶴見担団地)	H28.2～
安積町笹川(安積団地(18号棟))	H28.2～
安積町笹川2(安積団地(17号棟))	H28.2～
富久山町3(八山田団地(3号棟))	H28.2～
喜久田町2(東原団地(2号棟))	H28.2～
田村町(守山駅西団地)	H28.12～

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
3名	13名	17名	21名	21名

※郡山市、田村市、白河市、本宮市、三春町、大玉村は、郡山拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

（１）届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務

省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。

- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成 25 年 2 月から、浪江町、大熊町においては平成 25 年 3 月から、富岡町、川内村は、平成 25 年 4 月から発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

（２）避難者の受け入れに伴う財政負担

- 平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- 平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。